

広告掲載者募集要項

茨木市では、次のとおり、市の広告媒体に広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体の概要	名称	茨木市ホームページ
	トップページ閲覧者数	約790,000件/年（令和4年度）※トータルアクセス
	所管課	企画財政部まち魅力発信課
掲載広告について	掲載位置	茨木市ホームページトップページの市が指定した位置とする。 ※ ホームページの全ページをSSL化済み。
	規格等	(1) 縦180ピクセル (2) 横240ピクセル (3) 50KB以内 (4) GIF形式 (GIFアニメーション可) ※1 「JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。 ※2 アニメーション等で変化をつける場合は、5秒以内でなければならない。また、1秒間に3回以上のせん光・点滅はさせてはならない。
	枠数	1～20枠※残枠数による
	広告掲載料	1枠あたり月額20,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
	広告掲載の範囲	茨木市広告事業実施要項第3各号及び茨木市広告掲載基準に抵触する広告は掲載できません。
申込について	対象	広告掲載を希望する事業者のほか、広告代理店からの申込も受け付けます。
	申込方法	次の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記の申込先に提出してください。 ・申込書（様式第1号） ・茨木市税完納証明書（申込日前3月以内の証明日に限る） 又は同意書（様式第2号） ・広告データ
	申込期間	令和6年3月5日（火）まで
その他	広告掲載者の決定方法	市で審査を行い、広告掲載を決定します。
	広告データの提出方法	広告掲載を希望する事業者は、広告データ（出力見本を添えて）を、電子データで提出していただきます。問題等があれば修正等を求めることがあります。
	広告データの提出期限	掲載希望開始月の前月5日まで
	契約の締結	広告主は、市と「茨木市ホームページ広告掲載に関する契約書」による契約締結が必要となります。
	広告掲載料の納付	掲載料は一括納付していただきます。市から送付する納入通知書で別途指定する期日までに納付してください。
広告主の責務	掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。また、広告掲載後に広告主または広告内容に問題が生じ、再作成が必要となった場合は、広告主の責任及び負担において解決していただくものとします。	

申込・問合せ先

茨木市 企画財政部 まち魅力発信課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市役所本館3階

電話：072-620-1602

E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp